

利用料金（介護予防通所リハビリテーション）

1 基本料金（共通サービス） ※自己負担1割の場合

	1月の利用料金 自己負担額
要支援 1	2,053円
要支援 2	3,999円

2 加算料金

介護報酬告示上の金額 ※自己負担1割の場合

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援 1	利用開始後12月以内に利用した場合	88円	介護福祉士60%以上 勤続10年以上の介護福祉士25%以上
		利用開始後12月を超えた期間に利用した場合	上記 -20円	
	要支援 2	利用開始後12月以内に利用した場合	176円	
		利用開始後12月を超えた期間に利用した場合	上記 -40円	
科学的介護推進体制加算			40円	利用者のデータ（ADL・栄養・口腔・嚥下・認知症・褥瘡・排泄・服薬等）をLIFEに提出しフィードバックを受けケアの質の向上に努める
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）			1回につき 20円 （6ヶ月に1回を限度）	利用開始時及び利用中6ヶ月ごとに利用者の健康状態と栄養状態について確認を行い、担当ケアマネに情報提供した場合
運動器機能向上加算			225円	利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種のもの共同して運動器機能向上計画を作成する なお、運動器機能向上のサービスを行い、定期的に記録する
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）		算定した利用料金の4.7%に相当する金額の1割		介護職員の処遇改善等に係る費用として、左記加算を申し受けます
特定処遇改善加算（Ⅰ）		算定した利用料金の2.0%に相当する金額の1割		介護職員等の処遇改善等に係る費用として、左記加算を申し受けます
介護職員等ベースアップ等支援加算		算定した単位数の1.0%に相当する金額の1割		介護職員等の処遇改善等に係る費用として、左記加算を申し受けます

3 施設での利用料金

○ サービス料 50円（お茶、おしぼり等）
○ おむつ代（施設のおむつ使用の場合は使用枚数により徴収します）